

議 長 日程第5「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分になります。専決の理由ですが、7月1日に弥勒寺水源第1送水ポンプにおいて故障が発生し、送水ポンプが単機運用となり、断水事故を未然に防ぐための更新工事を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月1日付で松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、3ページを御覧ください。第2表地方債の補正でございます。変更補正といたしまして、送水ポンプ緊急更新工事に伴い、簡易水道事業債に180万円を増額し、限度額を680万円に変更するものでございます。

10、11ページを御覧ください。歳入でございます。款、町債のうち、目、簡易水道事業債につきましては、送水ポンプ緊急更新工事に伴うもので、180万円を増額補正するものでございます。

12、13ページを御覧ください。歳出でございます。款、事業費、項、管理費、目、管理費、節、工事請負費につきましては、弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事について、180万円を増額補正するものでございます。

続きまして、14ページでございます。地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

15ページに工事予定箇所説明資料の位置図を添付いたしましたので、後ほど御高覧ください。

今回の補正につきましては、7月1日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 2点程度ですね、お伺いをしたいと思います。寄のですね、やはり簡易水道事業というのは、町民の生活に不可欠なインフラだと思います。そういった観点からですね、この弥勒寺水源第1送水ポンプ、これが並列で2基でですね、運用しているのかと思いますが、その故障の、1基が故障したということで、それに対する原因は何なのか。老朽化なのか、整備不良なのか、そういった原因は何か。また、それに併せまして、こういったインフラ整備、故障してですね、しまうと大変影響が出るということで、当然定期点検は行っているというふうに思われますが、そういった状況はどうなのか。そういった定期点検の結果からですね、こういった故障等は予測できなかったのか。それらを併せてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず原因でございます。モーター絶縁の故障ということで、経年劣化によるものでございます。一応、設置しましてから10年たっております。一般的なポンプにつきましては、大体8年から12年あたりで故障するということがございますので、今回このポンプ自体が10年で故障したということになります。メンテナンスについても、10年間もったということで、一般的な故障と変わらないということでございます。

6 番 井 上 原因は老朽化で、経年劣化によるものと。そういったものは今、担当課長の説明の中から、10年程度もてばいいというふうな説明がありましたが、それがですね、やはり今までの単機運用でやると断水が発生する確率が高くなるとい

うことでの緊急的な措置での専決処分だというふうには理解をしていますが、もう例えば8年を過ぎれば、いつ壊れるか分からないということですね、それらの対応をしておかないといけないというふうに考えます。その並列運用と言っていいんですかね、2台のポンプによる運用というものは、やはりそれぞれが同じタイミング、10年間…10年間というか、今、8年というふうな話がありましたけれども、それが同じサイクルでやっているとですね、やはり2台同時に故障するという確率も高くなると思います。その辺はどうなのか。10年もったからいいというふうな説明がありましたけれども、そうじゃなく、やはり万全な態勢をひいて、町民生活に影響がないような対応をとるというのが、やはり上水道事業者の責務であるというふうに考えますが、その辺がですね、しっかりと対応されているのか。日頃の点検、業者任せだけにしているのか、やはりそれぞれの職務としてですね、対応をどのように考えられているのか。その点をお伺いをいたします。

環境上下水道課長      ポンプにつきましては2つございます。1つ目が動いたら、終わったら今度2つ目が動くという、交互な動き方をしておりますので、タイミング的には大体同じなんですけど、状況によっては片方のほうが負担が大きいという場合がございます。今回も1台目がこういう故障したわけなんですけど、もう1台目も同じ時期に設置をしておりますので、確かに寿命的には同時期、危険な部分がございますが、その辺は点検等により、とあと会計内の予算もございますので、片方今回交換してから、少しはもう1基のほう頑張ってもらって、またそのずれたタイミングでまた交換をするということで、多少時期をずらして今後はもたせるというふうに考えております。

あとはですね、点検という意味では、やっちはいるんですが、やっぱりこのモーターの絶縁というところまではなかなか見ることはできなかったというのが今回の状況でございます。よろしくお願ひします。

参事兼まちづくり課長      一応補足させていただきます。まず、ポンプの絶縁故障ですけども、同時期に入れております。絶縁はですね、点検ごとに絶縁の状態が分かってきます。そういったことを見ながら、ある程度老朽化が進んでいるということは確認で

きます。議員おっしゃるとおり、壊れてから直すんじゃ安心・安全な水は供給できないと、おっしゃるとおりでございます。そういったことは今後更新計画を年度が過ぎて、10年もたってるようなポンプでございます。今後はきちっとした更新計画の中で、先手先手を打って、こういった専決処分を受けないような形で運営をしていきたいというふうに考えています。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。